

# 医療費控除に関する手続きについて

## ～医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し～

平成29年度の税制改正により、医療費控除の適用を受ける場合に必要な提出書類の簡素化が図られました。

医療費控除の適用を受ける場合に必要な手続きのうち、主に従来取り扱いと異なる事項に関する質疑応答事例が国税庁より公表されました。

この質疑応答事例は全部で15問あります。今回はこの中からいくつかご紹介させていただきます。

質疑応答事例の中には詳細な記載例等もございますので、国税庁のホームページにてご確認くださいと思います。

### 医療費控除の適用を受ける場合の手続き

**Q1** 医療費控除を受ける場合の手続きが変わったと聞いたのですが、具体的にはどのように変わったのでしょうか？

**A** 具体的には、医療費控除の適用を受ける場合、これまでの所得税の確定申告においては医療費の領収書を確定申告書に添付又は確定申告書を提出する際に提示することとされていましたが、平成29年分以後の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、**医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することとされました。**なお、この場合、**医療費の領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります**（注1）のご注意ください。また、医療保険者が発行するもので次の①から⑥までに掲げる6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合（注2）は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

①被保険者等の氏名

②療養を受けた年月

③療養を受けた者

④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称

⑤被保険者等が支払った医療費の額

⑥保険者等の名称

（注1）「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、必要があるときは、確定申告期限等から5年間、税務署が医療費の領収書の提出又は提示を求めることがあります。

（注2）電子申告（e-Tax）により確定申告を行う際に、医療保険者から交付された「医療費通知」データ（XML形式）で、その医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを所得税の確定申告書データに添付して送信する場を含みます。

### 経過措置（医療費の領収書の提出又は提示）について

**Q2** 例年、医療費控除を受けており、確定申告書に医療費の領収書を添付して提出していましたが、今回（平成29年分の確定申告）も同じように医療費の領収書を提出してもよいのでしょうか。

**A** 平成29年分以降の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要がありますが、**経過措置が設けられているため、平成29年から平成31年までの各年分については、従来どおり医療費の領収書を確定申告書に添付又は確定申告書を提出する際に提示することもできることとされています。**

（注）上記原則的取扱いと経過措置に基づく取扱いは、医療費控除の適用を受ける医療費全てについていずれかを選択することになりますので、一部の医療費については原則的取扱いによる一方、そのほかの医療費については経過措置に基づく取扱いとすることはできませんのでご注意ください。

### 証明書類の取扱い

**Q4** 医療費の領収書を確定申告書に添付する必要がなくなったとのことですが、「おむつ使用証明書」などの証明書類についても確定申告書に添付又は提示する必要はなくなったのでしょうか。

**A** ある特定の費用について医療費控除の適用を受ける場合は、該当する書類（例えば、寝たきりの人のおむつ代について医療費控除の適用を受ける場合には、「医師が発行した『おむつ使用証明書』」などがこれに当たります。具体的には「医療費控除の明細書」裏面の「■添付又は提示が必要な書類」をご覧ください。）を確定申告書に添付又は提示していただいています。

ただし、医療費控除の適用を受ける場合に必要な提出書類の簡略化を図る税制改正の趣旨を踏まえ、これら確定申告書に添付等が必要な書類についても、

① 証明年月日、

② 証明書の名称及び

③ 証明者の名称（医療機関名等）を

「医療費控除の明細書」の欄外余白などに記載することにより、確定申告書への添付等を省略しても差し支えありません。

なお、この場合、添付等を省略した証明書などは、医療費の領収書とともに確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

## 「医療費通知」を申告書の添付書類として使用できない場合

**Q6** 医療保険者から送付された「医療費のお知らせ」に「この医療費のお知らせは医療費控除に使用できない」旨の記載がありました。この場合、負担した医療費について医療費控除の適用を受ける場合はどうしたらよいのですか。

**A** 医療費控除の適用を受ける場合において、医療保険者が発行するもので6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付するときは、この通知に記載された項目について「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。「この医療費のお知らせは医療費控除に使用できない」旨の記載がある場合であっても同様です。

また、交付を受けた「医療費のお知らせ」に6項目のうちいずれかの項目の記載がないため、医療費控除を受ける際の添付書類として使用できない場合もありますが、このような場合は、実際に支払った医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することにより医療費控除の適用を受けることができます（この場合は、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。）。

## 「医療費通知」に記載のない医療費の支払がある場合

**Q7** 医療保険者から「医療費通知」（医療費のお知らせ）の送付を受けましたが、この「医療費通知」に記載されていない医療費（自由診療や、医療費通知への反映が間に合わない医療費など）の支払がある場合は、「医療費控除の明細書」と「医療費通知」の両方を確定申告書に添付しなければいけないのでしょうか。

**A** 医療費控除の適用を受ける場合において、医療保険者が発行するもので、6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付するときは、この通知に記載された項目について「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。したがって、「医療費通知」に記載されている医療費に限り「医療費控除の明細書」への記載を要しないということになりますので、自由診療に区分される診療や薬局での医薬品の購入など「医療費通知」に記載のない医療費について医療費控除の適用を受ける場合は、これらの医療費に係る領収書に基づき「医療費控除の明細書」へ必要事項を記載する必要があります。その上でこの明細書と「医療費通知」を併せて確定申告書に添付して提出することで医療費控除の適用を受けることができます。なお、この場合の「医療費控除の明細書」の記載及び控除額の計算は、次の手順によります。

- ① 「医療費通知」の内容に基づいて「1 医療費通知に関する事項」の各欄に金額を記載する。
- ② 「医療費通知」に記載されていない医療費については領収書に基づいて「2 医療費（上記1以外）の明細」の各欄に必要事項を記載する。
- ③ 「3 控除額の計算」により医療費控除の額の計算を行う。

## 医療機関の窓口で医療費の負担がない場合

**Q8** 私が住んでいる市では中学生以下である子の医療費について助成を受けることができ、市内の医療機関で診療や医薬品の処方を受けたとしても、窓口でこれらに対する費用の支払が全額免除されています。一方、医療保険者から送付された「医療費通知」には、この助成により実際には負担していない医療費の額が自己負担額の欄（「被保険者等が支払った医療費の額」欄）に記載されていました。

この場合であっても、「医療費通知」に記載のある自己負担額に基づいて医療費控除を受けることができるのでしょうか。

**A** ご質問のように、一定の住民の方を対象として、医療機関での診療などに係る医療費の負担について市区町村において独自の制度に基づいて助成（自己負担額の減免）が行われている場合があります。また、「医療費通知」に記載される「被保険者等が支払った医療費の額」は、医療保険者が作成時点で把握している情報に基づいて記載されているため、公費負担医療制度や市区町村による医療費助成、減額査定、未収金などが「医療費通知」に反映されない（つまり、「被保険者等が支払った医療費の額」から助成分が差し引かれずに記載されている）場合があります。医療費控除は、その年中に実際に支払った医療費を対象に控除額を計算することとなりますので、ご質問のように窓口で自己負担額の減免があるにもかかわらず、その金額が「医療費通知」に反映されていない場合は、この減免分を除く実際に負担した医療費の額に基づいて医療費控除の額を計算することになります。

したがって、具体的には、「医療費控除の明細書」の「1 医療費通知に関する事項」のうち「(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄へ実際に支払った医療費の合計額を記載し、「医療費通知」に減免分がある旨を付記（記載例は問 9参照）した上で、「医療費控除の明細書」と「医療費通知」を確定申告書に添付してください。なお、上記のような窓口での医療費の減免のほか、事後的に給付を受ける医療費を補填する保険金など（注）がある場合においても、支払った医療費の額からその医療費を補填する保険金などの額を差し引いて医療費控除の額を計算します。

（注）この保険金などは、

- ①生命保険契約に基づいて支払われる医療保険金、
- ②社会保険に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金（例えば、出産育児一時金、高額療養費）、
- ③法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などをいいます。

## 補填された金額の「医療費通知」への付記方法

**Q9** 負担した医療費のうち一部について自己負担分の減免を受けたものがあります。しかし、医療保険者から交付を受けた「医療費通知」（医療費のお知らせ）上の医療の額は、この減免分の額が差し引かれる前の額のままでした。そのため、この減免分の額については、「医療費通知」に医療費を補填する金額として付記しようと思うのですが、具体的にどのようにすべきですか。

**A** 「医療費通知」に記載される「被保険者等が支払った医療費の額」は、医療保険者が作成時点で把握している情報に基づいて

記載されているため、公費負担医療制度や市区町村による医療費助成、減額査定、未収金などが「医療費通知」に反映されていない場合があります。そのため、「医療費通知」に反映されていない医療費負担の助成など医療費を補填する金額がある場合は、その金額を「医療費控除の明細書」の「1 医療費通知に関する事項」のうち「(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」に記載し、「医療費通知」に医療費を補填する金額がある旨を付記した上で、「医療費控除の明細書」と「医療費通知」を確定申告書に添付してください。

#### 「医療費通知」に記載された負担額と実際の負担額とが異なる場合

**Q10** 医療保険者から送付を受けた「医療費通知」のうち「被保険者等が支払った医療費の額」欄に記載された金額と病院の窓口で実際に支払った医療費の額（領収書に記載された金額）が一致していません。これは、医療機関の窓口で支払う自己負担額の計算上、10 円未満の金額について端数処理が行われているためと思われるのですが、医療費控除の額を計算する際にはどちらの金額に基づくべきでしょうか。

**A** 社会保険診療に係る医療費について、「医療費通知」上の自己負担額（支払った医療費の額）は、診療報酬点数に単価（10 円）を乗じて算出される医療費の総額に被保険者の自己負担割合を乗じて算出されるため、10 円未満の金額まで記載されます。

一方、ご質問のとおり、通常、医療機関等の窓口で支払う医療費の額は、10 円未満の金額につき端数処理（四捨五入）が行われています。そのため、「医療費通知」上の自己負担額と窓口で実際に支払った医療費の額が相違する場合がありますが、「医療費通知」に記載された「被保険者等が支払った医療費の額」に基づいて医療費控除の額を計算して差し支えありません。なお、医療機関等の窓口で実際に支払った金額により医療費控除の額を計算しても差し支えありません。この場合は、①実際に支払った金額の合計額を「医療費控除の明細書」の「1 医療費通知に関する事項」の「(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄に記載するか、②実際に支払った金額を「医療費通知」の余白などに付記することになります。

#### 記載されている医療費の額がいわゆる 10 割負担の額である場合

**Q11** 医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」には、各医療費の額について、自己負担額（3割分の額）の記載はなく、医療費総額（10 割分の額）のみが記載されています。医療費控除の適用を受ける場合にこのような「医療費のお知らせ」を使用してもよいのでしょうか。

**A** 問1に掲げる①から⑥までの項目のうち、⑤の「被保険者等が支払った医療費の額」は、医療費控除の適用を受ける方が実際に支払った医療費の額、いわば自己負担額を指しますので、医療費総額（10 割分）に対する被保険者等の自己負担分（被保険者に応じて1～3割分）の額が記載されていない「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付して医療費控除を受けることはできません。したがって、ご質問のような場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付するか、自己負担額を補完記入した「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付して医療費控除を受けることとなります。

なお、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付する場合や「医療費のお知らせ」に自己負担額を補完記入して確定申告書に添付する場合は、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

#### 「医療費通知」に記載されている医療費のうち「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄が空欄である場合①

**Q12** 医療保険者から送付を受けた「医療費通知」の内容を確認したところ、いくつかの医療費について「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄に医療機関などの名称の記載がありません（空欄）でした。このような医療費についても「医療費通知を確定申告書に添付することにより医療費控除を受けることができますか。

**A** 「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」とは、医療機関等の名称であって、医療費の支払先が具体的に特定できるものを指しますので「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」の記載のない（空欄である）医療費については、このままでは医療費控除の対象とすることはできません。したがって、このような医療費については、領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して医療費控除を受けることとなります。併せて、「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。また、ご質問の場合、具体的な医療機関等の名称を「医療費通知」に補完記入することもできますが（記載例は問 13 参照）、この補完記入をした医療費については「医療費控除の明細書」を作成したこととなり、上記と同様に領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要がありますので、ご注意ください。

（注）医療機関等の名称を補完記入した医療費以外で、問1の①から⑥までに掲げる6項目の記載があるものについては、「医療費控除の明細書」への記載を簡略化することができ、領収書の保存も不要となります。

#### 「医療費通知」に記載されている医療費のうち「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄が空欄である場合②

**Q13** 医療保険者から交付を受けた「医療費通知」の「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄に医療機関の名称の記載がありませんでした。そこで、領収書に基づいて医療機関の名称を補完記入した「医療費通知」を確定申告書に添付して医療費控除を受けようと考えているのですが（問 12 参照）、この場合、どのような点に注意すればよいでしょうか。

**A** 「医療費通知」の「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄を補完記入する場合は、「医療費控除の明細書」の所定の欄に記載して、医療費控除の額を計算することとなります。

なお、「療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称」欄に医療機関等の名称を補完記入した医療費については、その領収書を確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。